

小樽市病院局職員の懲戒処分について

小樽市病院局において、パワーハラスメント事案がありましたので、下記のとおり、事案及び処分の概要をお知らせします。

記

- 1 懲戒処分年月日 令和5年9月28日
- 2 懲戒処分の内容 減給10分の1 3か月
- 3 所属部局 病院局 小樽市立病院 医療技術部
- 4 職員の職及び年代 課長職 50歳代 (医療技術職員)

5 事案の概要等

令和5年5月に複数の職員から当院の小樽市病院局ハラスメント対策委員会に相談があり、調査した結果、50歳代の課長職である医療技術職員が、複数の職員に対して、臀部を蹴る、いやがらせ発言を日常的に繰り返すなど、身体的及び精神的苦痛を与え、勤務環境を害するパワーハラスメント行為を行っていたことを確認した。

6 再発防止策

あらためて、職員に対して、院内周知などを行い、ハラスメントの認識を正しく理解させ、ハラスメント対策委員会を中心にハラスメントの事案を未然に防ぐよう配慮した対応に努めてまいります。

7 病院局長のコメント

安心安全な医療を行う市立病院として、このような事案が発生したことは、誠に遺憾であり、市民の皆さん、患者さんに深くお詫び申し上げます。

病院職員のハラスメントに係る意識改革等を行い、今後の再発防止に向けて、取り組んでまいります。

○担当

病院局 小樽市立病院 事務部

電話 0134-25-1211